

# 2015年JMRC東北ラリーシリーズ統一規則書

## 公示

本競技会は、日本自動車連盟(JAF)公認のもとに、FIAの国際モータースポーツ競技規則、ならびにそれに準拠したJAF国内競技規則およびその付則、2015年地方ラリー選手権規定、JMRC東北ラリーシリーズ統一規則、各競技会特別規則書に従い、交通規則の遵守と安全運転を基本理念として、遵法精神および交通徳の寛容、安全運転の取得を目的として開催されるもので、交通事故はもとよりいかなる法規違反も絶対に許されない。

### 2015年JMRC東北ラリーシリーズカレンダー

シリーズ	開催日	イベント名	場所	オーガナイザー	問い合わせ先	FAX
第1戦	6/20-21	2015年第35回どんぐりナイトラリー	秋田	DSCC-A	0186-43-3481(長井)	0186-43-3814
第2戦	7/18-19	'15 ツール・ド・東北	青森	CMSC青森	0172-82-2005(鶴ヶ谷)	0172-82-5545
第3戦	9/13	第32回ヘルナルサマラリー in 浅虫	青森	SCCB青森	0172-53-6612(古川)	0172-53-6622
第4戦	10/3-4	モータースポーツクラブあきたラリー	秋田	MSCあきた	018-839-0834(加藤)	左に同じ

※上記は予定ですので、開催日・問い合わせ先等変更になることもあります。オーガナイザーが発表する特別規則書をご確認ください。

- 第1条 競技会の名称および格式(別表に記載)
- 第2条 競技会の種目 自動車によるラリー
- 第3条 オーガナイザー(別表に記載)
- 第4条 開催日及び開催場所(別表に記載)
- 第5条 申込期限(各競技会特別規則に記載)
- 第6条 参加申込先及び大会事務局(別表に記載)
- 第7条 大会役員(各競技会特別規則に記載)
- 第8条 競技役員(各競技会特別規則に記載)
- 第9条 競技種類(各競技会特別規則に記載)
- 第10条 参加費及び保険(各競技会特別規則に記載)
- 第11条 アシスト行為(各競技会特別規則に記載)
- 第12条 タイムスケジュール(各競技会特別規則に記載)

### 第13条 参加資格

- 1 1台の車両に乗車する定員はドライバー・ナビゲーター(コドライバー)の2名(以下クルー)とし、当該年度JAF国内競技運転者許可証B級以上の所有でなければならない。
- 2 クルーは、本競技会の参加申込を行う時点において、参加車両を運転するのに有効な運転免許取得後1年以上経過していなければならない。
- 3 上記2における参加資格を満足していない場合でも、オーガナイザーの判断により参加を認める場合がある。
- 4 満20歳未満の者が参加する場合には、親権者の承諾を必要とする。

### 第14条 参加車両

- 1 第1種アベレージラリー  
JAF国内車両規則第2編ラリー車両規定に合致したRN車両、RJ車両、RF車両、RPN車両、F車両、RB車両(2002年ラリー車両規定に従って製作したラリー車両)、又はAE車両とする。
- 2 スペシャルステージラリーおよび第2種アベレージラリー  
JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるRN車両およびRJ車両、RF車両、RPN車両、RB車両(2002年ラリー車両規定に従って製作したラリー車両)、又はAE車両とする。ただしRB車両については、4点式以上の安全ベルト、6点式以上のロールゲージ及び内容最1.5kg以上の手動消火装置を装着することを義務づける。なお、安全ベルト・よJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第2章安全規定第2条に合致したもの、ロールゲージは同第4条に合致したもの、消火器は同第3条に合致したものの装備を強く推奨する。さらに乗員保護を目的とする追加バーの装着を強く推奨する。追加バーの取り付け要項は、2013年JAF国内競技規則第1編、第2編、第3編の安全規定におけるロールバーまたはロールゲージの項を参照し取り付けること。ただし、各競技会特別規則書によりロールバーの装着を問わない場合は、規則に明記することにより装着の義務を解除する事が出来る。
- 3 装備品  
下記の装備品を携行すること。OK/SOSボード2枚(A3版)、非常用停止表示板2枚(三角停止板)、非常用信号灯(自動車用緊急保安炎筒(以下発炎筒))、赤色灯、牽引ロープ、救急薬品、ヘルメット(JIS乗用車用安全規格適合品又はそれと同等以上の物)。
- 4 安全及び騒音公害防止上、以下を定める  
触媒コンバータ以降の排気管及びマフラーは、当該車両型式に設定される純正部品もしくは保安基準に適合した部品を使用すること。また、吸気音量増大を防止するため「エアクリナーエレメントの交換は当初の方式を保っていれば自由、なおエアクリナーボックスは当初のままでなければならない」尚、各競技会特別規則書により「」を削除する事は制限しない。なお、エアクリナーボックス付近への外気(フレッシュエア)を取り入れるためのダクトの追加は禁止する。なお、ラジエーターやエンジン・タービン・オイルクーラー等を冷やすための物は問わない。
- 5 タイヤ  
JAF国内競技車両規則第2編第3章第6条6.2に定められたタイヤの規則に準拠すること。かつタイヤはいかなる場合に於いてもスリップサインが出ていないこと。

## 第15条 クラス区分

- Aクラス:排気量1500ccを含み1500ccまでの車両及びAE車両  
Bクラス:排気量1500ccを超え3000ccを含み3000ccまでの車両  
Cクラス:排気量3000ccを超える車両。

## 第16条 参加申し込み要領

- 1 所定の申込書に参加料を添えて、第6条の参加申込先へ期日までに必着するよう郵便書留で送付又は持参の事。参加申込書、車両申告書には必要項目をすべて記入し、乗員が未成年の場合は必ず親権者の署名及び承諾印を捺印のこと。尚、詳細は各競技会特別規則書による
- 2 ラリー競技会に有効な任意保険(対人/人身傷害若しくは搭乗者傷害)または主催者が認めた場合はJMRC東北見舞金制度への加入を義務づける。原則として既加入者はその保険証券又は領収書の写しを同封すること。
- 3 参加台数は60台までとする。但し、JAFが認めた場合は、この限りでない。
- 4 オーガナイザーは理由を明示する事なく参加拒否の権限を有する。
- 5 参加申込書、車両申告書の記載事項変更は開催日の3日前までに文書をもって申告すること。
- 6 正式参加受理後の乗員の変更は認められない。ただし、参加者より事由を記した文書と事務手数料2000円が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
- 7 正式参加受理後には参加料は原則として返還しない。
- 8 参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。
- 9 参加申込が参加台数を越える場合、JMRC加入クラブ所属者を原則として優先的に受理する。
- 10 参加不受理の場合は参加料及び保険料が全額返還される。但し、事務手数料として2000円を参加申込者の負担とする。

## 第17条 参加者の遵守事項

(SSラリーの第30条を採用)オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。

- 1 競技中は道路交通法の遵守を最優先とする。
- 2 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
- 3 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないように留意すること。
- 4 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。
- 5 クルーは指示された行程を正確に維持しなければならない。ロードブックに記載されたルートから逸脱して走行してはならない。
- 6 競技から離脱した場合は直ちに最寄りの競技役員に離脱、リタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
- 7 失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。
- 8 安全ベルトは必ず装着し、スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。
- 9 スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。
- 10 競技中はオーガナイザーが指定した場所以外でクルー以外の者による整備作業を行うことはできないこと。
- 11 整備作業を行うことができる者は、当該参加車両のクルーおよびオーガナイザーに登録されたサービス員とすること。
- 12 特別規則書に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長長の許可を得ること。
- 13 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
- 14 整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けること。

## 第18条 競技クルーの安全

(SSラリーの第25条15を採用)

- 1 スペシャルステージ及びハイアベ区間で参加車両がやむを得ず停車した場合、クルーはその場所から少なくとも50m手前の目立つ場所に反射式の三角表示板を配置し、後続車両に適切な合図を行わなければならない。なお車両がコース上にない場合も三角表示板を配置しなければならない。
- 2 参加車両には、片面に赤字で「SOS」、もう片面には緑字で「OK」と書かれたA3判のカードが搭載されており、救急医療措置が必要な場合もしくは消火が必要ない場合は、「OK」を少なくとも3台の後続車両に明瞭に提示すること。また他に援助を行おうとしている者(ヘリコプター等)があれば、それ対しても同様に提示すること。停車車両がコース上の場合、状況に応じて停車状態をボディアクション等で後続車両に対し当該区間最終参加車両通過まで合図すること。
- 3 その後速やかに復帰が可能か否かを判断すること。
- 4 復帰可能と判断した場合、安全確保を最優先に作業を実施する。特に後続車両が接近した場合は、作業を中断し安全な場所へ退避すること。
- 5 復帰不可能と判断した場合、当該区間最終参加車両通過まで車外の安全な場所で退避すること。
- 6 クルーが車両から離れる場合は、後続車にはっきりと見える場所に「OK」を提示しておくこと。
- 7 近接した地点に複数車両が停止した場合、夫々の車両が上記1~6を実施すること。
- 8 救急医療措置が必要な場合もしくは消火が必要な場合は赤色の「SOS」を提示すること。これが提示されていた場合、後続車は下記の手順に従う。また「OK」「SOS」のどちらの提示もなく、車両がかなりのダメージを負っていてクルーが車両内にいると思われる場合も同様の手順に従うこと。  
①援助するために直ちに停止する。その他の後続の車両も停止し、事故現場に2番酬に到着した車両は、事故のことを知らせるために次のラジオポイントまで行く。②それ以降の後続車は緊急車のための車幅をあけて停止し、援助を行う。
- 9 上記一連の緊急措置はコードブックにも明記されなければならない。
- 10 リタイヤしたクルーは、リタイヤ届を必ずオーガナイザーに提出しなければならない。この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。

## 第19条 整備作業(サービス)の範囲

- 1 整備作業は下記項目が許される。  
a.タイヤ交換 b.ランプ類のバルブ交換 c.点火プラグ交換 d.Vベルト交換 e.各部点検増締め
- 2 上記以外の整備については競技会技術委員長長の許可がなければできない。
- 3 当該車両のクルーが車載のタイヤ及び道具類のみを使用して行う作業は、整備作業とみなさない。

## 第20条 競技内容の変更

競技中に公式通知によって前出の指示と異なる新たな指示が与えられた場合はそこに明示された範囲に限って新たな指示のみ有効とする。

## 第21条 競技会の中止、延期、取止め、打切り

- 1 保安上または不可抗力による事情が生じた場合は競技会審査委員会の決定によって競技を中止または延期、途中取り止めることができる。
- 2 オーガナイザーは参加申込み締め切り後、参加台数が20台に満たない場合は競技を中止または延期することができる。

## 第22条 損害の補償

- 1 参加者は参加車両及びその附属品が破損した場合ならびに第三者に損害を与えた場合、また道路施設等を損壊した場合、その責任を自己が負わなければならない。参加者はJAF及びオーガナイザーならびに大会役員、道路施設等の管理者が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち大会役員はその職務に最善を尽くすことはもちろんであるが、もし参加者の負傷・死亡・その他車両の損害賠償などに対してJAF及びオーガナイザーならびに大会役員、道路施設等の管理者が一切補償責任を負わない。
- 2 参加者が競技中に起こしたオーガナイザーならびに大会役員車及びその器材、道路施設等との事故はいかなる場合も参加者が責任をもって賠償するものとする。

## 第23条 抗議

- 1 参加者は自分が不当に処遇されていると判断するときにこれに対して抗議する権利を有する。ただし、本統-規則及び各競技会特別規則書に規定された参加拒否・審判員の判定・スタート順位及び道路状態に対する抗議は受け付けない。
- 2 抗議申し立ては因内競技規則に従って文書によって行い、抗議料として所定の金額を添え、競技長に提出すること。抗議料はその抗議が認められた場合にのみ返還される。
- 3 競技に関する抗議は競技者のラリー競技終了後30分以内に文書にて提出されなければならない。ただし、チェックカード及びタイム-カードの記入事項に関する抗議はそれが交付されたされた地点で1分以内に口頭で行い、記入事項の訂正を受けた場合はそのポストチーフの署名を得たもののみ有効とする。
- 4 車両検査に関する抗議は判定の直後に文書にて提出しなければならない。
- 5 成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に文書にて提出しなければならない。
- 6 役務に付いている競技役員はたとえ抗議が提出されている場合でもそれと関係なく自分の義務と権限を正当に執行できる。
- 7 競技会審査委員会による抗議の裁定結果は競技会審査委員長により関係当事者のみに口頭で通知される。競技会当日、競技会審査委員会の裁定が下されない場合はその暫定発表の日時・場所を発表し延期することができる。尚、抗議は1件につき代表者1名として上記の手続きを取らなければならない。

## 第24条 賞典

各クラス3位、JAFメダル、トロフィーまたは楯、副賞。その他賞典及び賞典の内容は各競技会特別規則書にて示す。

## 第25条 練習走行の禁止

公道での練習走行を禁止する。発覚した場合、JMRC東北のラリーシリーズに参加を拒否することがある。

## 第26条 シリーズポイント及び表彰

### 1 ポイント付与方法

ポイントを付与するのは完走が条件である。・出走台数とは実際に出場した台数であり、出走前リタイヤあるいは未出走は台数に禽めない。・シリーズポイントはライセンス地域コードを問わず、下記の表に基づいてドライバー・ナビゲーターそれぞれに与える。

※地方選手権と開催イベントにおいて、地方選手権へ出場する場合の同時エントリーの取り扱いについて・出場時のライセンス地域コード「02～07」の者と、「02～07」以外の者で取り扱いが異なるため、別表に定める。

ポイント表

#### ①同一クラス 5台以上出走の場合

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位以下完走
ポイント	10	8	6	5	4	3	2	1	0

#### ②同一クラス5台未満出走の場合

順位	1位	2位	3位	4位	完走
4台出走	8	6	5	4	-
3台出走	6	5	4	-	-
2台出走	5	4	-	-	-
1台出走	-	-	-	-	-

### 2 表彰対象

得点は4戦全戦を有効とし、同一クラス2戦以上の出場シリーズ表彰の対象とする。ただし2戦以上出場した者が6名に達しないクラスは、その下位に戦出場した者の中で上位の者が引聴こ補填し、あわせて6名を上限として表彰対象とする。

### 3 合計得点が同点の場合の扱い

シリーズポイントが同得点の場合は、以下の順で順位を決定する

- ①出走回数の多い者
- ②1位の回数の多い者(以降2位、3位と続く)
- ③ラリー部会で決定する

## 第27条 本規則の変更及び追加

本規則の変更及び本規則以外の規定、指示は、各競技会特別規則書あるいは公式通知により表示する。

## 第28条 シリーズ罰則

重大な違反した場合、本年度のシリーズポイント及び当該シリーズ参加資格を剥奪する場合がある。

## 第29条 シリーズ表彰式

本年度の各ラリーシリーズ表彰式は別途告知する。

## 第30条 アベレージラリー細則

以下、アベレージラリーに関して細則を設ける

- 1 バスコントロールポイント(PC)
  - ①各CP間には速度変更地点(PC)を設置することがある。この地点までの所要時間計算の秒はそのまま加算し、秒未満は切り捨
  - ②PCからの指示速度は指示書に記載される。
- 2 CPの通過方法
  - ①特に指示されたCPを除きCP、フィニッシュの発見後、時間調整とみなされる行為をした場合は競技役員が速やかにチェックさらにその指示に従わない車両はその役員が当該車両を発見した時刻を通過時刻として記録される。
  - ②各CPのコントロールライン通過後はラインから10m-50m 先のCP役員車停止位置に停車してチェックカードの交付を受け中の競技車のある場合は前方車の後部に順次停車し、前方車が発進してから前進し正しい位置で交付を受ける。
  - ③計測ライン上を2台以上の競技車が並進して通過した場合、進行方向右側の車両は計時されない。
  - ④CP、フィニッシュに於いて先着車は後続車の進路を妨げてはならない。
  - ⑤CP、フィニッシュの発見は競技者の義務とする。
- 3 CPの開設・開設 CPの開設は1号車の通過(到着)予定時刻の15分前より開設され、閉鎖は最終号車の通過(到着)予定時刻の15分後を原則とする。通過(到着)が確認された場合はこの限りではない。
- 4 計時方法
  - ①計時はすべて秒単位で行われる。仰し、分計時の場合は、各競技会特別規則書による。
  - ②計時に使用する時計は、オーガナイザーの用意した時計とする。
  - ③各CPのスタートは原則としてチェックカードに記入された時刻(時、分、秒)とする。
- 5 給油  
オーガナイザーが指定するガソリンスタンドでのみ給油が認められる。給油中はエンジンを停止するとともに、クルーは車外で待機するか、内で待機する場合は安全ベルトを外していなければならない。
- 6 タイヤ交換  
タイヤ交換はオーガナイザーが指定する場所以外で行ってはならない。但し、クルー自らが車載の道具類のみを使用して車載のスペア交換する場合はこの限りではない。この場合、外したタイヤは必ず車両に積んで持ち帰ること。また、スペアタイヤの搭載は2本までとする。
- 7 コントロールシートの提出  
クルーは指定の時間内にチェックカード等をコントロールシートに貼付し、かつ必要事項を記入したうえで競技会事務局に提出しなければならない。
- 8 減点
  - ①各クルーの成績は減点合計の少ないものを上位とする。同点の場合、各競技会特別規則書に明記されていなければ抽選により決定される。
  - ②区間標準所要時間に対する遅早1秒につき1点の減点。但し、分計時の場合は各競技会特別規則書による。
  - ③SS区間は走行所要時間1秒につき1点の減点。
  - ④CP設置物に触れた場合は100点の減点。
  - ⑤CP不成立の区間で他に影響を与えた第一原因車に対しては1000点の減点。
  - ⑥後続車の進路を妨げた場合は1000点の減点。
  - ⑦CP不通過は1区間につき1000点の減点。
  - ⑧CPカードの紛失の場合、オフィシャル控えにより減点を計算し、減点結果に1000点の減点を加える。
  - ⑨CPまたはフィニッシュ発見後、時間調整と見なされる停車をしたとき1000点の減点。
  - ⑩SS及びCPからの再スタートにおいて反則スタートを行った場合(スタートの合図よりも前に車両が前進した場合)、その行為は審査委員会に報告され、協議のうえ1000点までの減点が課される。。
- 9 罰則  
参加者またはクルーが下記に該当する行為をなした場合には、競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。
  - ①交通事故を起こしたとき。
  - ②道路交通法に違反したとき。
  - ③リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
  - ④走行マナーおよび態度や品行に問題があるとき。
  - ⑤チェックカード、タイムカードもしくはコントロールシートを改ざんしたとき。
  - ⑥車両規則違反が発見されたとき。
  - ⑦参加車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が増えられたり、それらが失われたりしたとき。
  - ⑧競技中にクルーまたは参加車面を変更したとき。
  - ⑨参加者およびクルーまたは関係者間で不正行為があったとき。
  - ⑩その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき
  - ⑪参加者およびクルーがブリーフィングに選刻または欠席したとき。
  - ⑫各諸規則および本規定ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。

## 第31条 本規則の解釈

本規則ならびに各競技会特別規則書あるいは公式通知の解釈に疑義が生じた場合は競技会審査委員会の決定を最終とする。

## 第32条 本規則の施行

本規則は2015年1月1日より施行する。